

一般廃棄物処理基本計画（案）の策定理由と考え方

策定の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村は一般廃棄物処理基本計画を定めなければならないとなっているため、つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例第18条第1項に基づき策定するものです。

考え方

平成18年度に策定したつくばみらい市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量とリサイクルを推進してきましたが、計画最終年度となるため、これまでの取組状況や国・茨城県における廃棄物・環境政策の動向などを踏まえ、ごみの発生・排出抑制、資源化及び適正処理など循環型社会の形成に向けた施策のあり方を検討します。

法律及び条例等

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

●つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例第18条第1項

市長は、一般廃棄物の処理計画について、規則で定めるところにより一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

●つくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例施行規則第10条第1項

条例第18条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の減量のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物及び資源物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正処理の方法
- (5) 市が行う廃棄物の収集、運搬及び処分の方法に関し、占有者又は事業者の協力義務の内容
- (6) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (7) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項